

産業建設常任委員会

日 時 令和元年6月24日(月)
午前10時から
場 所 委員会室

議 題

1 付託案件(5件)

- (1) 議案第34号 射水市森林環境保全基金条例の制定について
- (2) 議案第41号 射水市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第42号 射水市都市公園条例等の一部改正について
- (4) 議案第45号 市道路線の廃止について
- (5) 議案第46号 市道路線の認定について

2 報告事項(2件)

- (1) 歌の森運動公園飲食施設出店者の募集について
・・・・・・・・都市整備部 都市計画課 資料1
- (2) 指定給水装置工事事業者制度への更新制の導入について
・・・・・・・・上下水道部 上水道工務課 資料1

3 その他

歌の森運動公園飲食施設出店者の募集について

1 趣旨

近年、都市公園の活性化や機能向上を図るため、民間の企画力、実行力を活かして民間事業者による公園のにぎわい施設の設置が進められている。射水市においても、歌の森運動公園において、公園利用者に飲食サービスを提供することで、公園の利便性や魅力の向上、さらなる賑わい創出を図ることを目的に、公園にふさわしい飲食施設を募集（公募型プロポーザル方式）するものである。

2 募集概要

| | | |
|----------------------------|--|---|
| (1) 出店条件 | 店舗施設については、都市公園法で定める便益施設とし、出店者は、都市公園法及び射水市都市公園条例の規定に基づき、便益施設の設置許可を受け、自己の費用において当該施設的设计、建築及び運営を行うものとする。 | |
| (2) 土地の使用条件 | 対象区域 | 別添図面の飲食店設置許可予定場所 (敷地面積 500 m ² 程度となる) |
| | 建築に対する制限 | 建築面積 200 m ² から 300 m ² 程度を想定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 建ぺい率：2% 公園面積：9.4ha 既存施設： 207 m² (0.22%) 限度：1,673 m² (1.78%) 容積率：200% </div> |
| (3) 土地の使用期間 | 10年間とする。 ただし、本市と事業者の協議により、使用期間の延長が可能とする。 | |
| (4) 土地の使用料 | 年額使用料 = 2,240 円 / m ² × 使用面積 = 1 m ² 当りの土地価格(44,800 円 / m ²) × 5% × 使用面積 射水市都市公園条例を改正し(令和元年6月議会上程)、公園施設設置許可面積に対して、上記計算式に基づき使用料を徴収する。なお、使用料は3年毎に見直すことがある。 | |
| (5) 出店に当り提案・配慮を求め る主な事項 | 公園との視覚的な連続性が感じられるようにすること。 公園利用者の安全に配慮した設計とすること。 | |

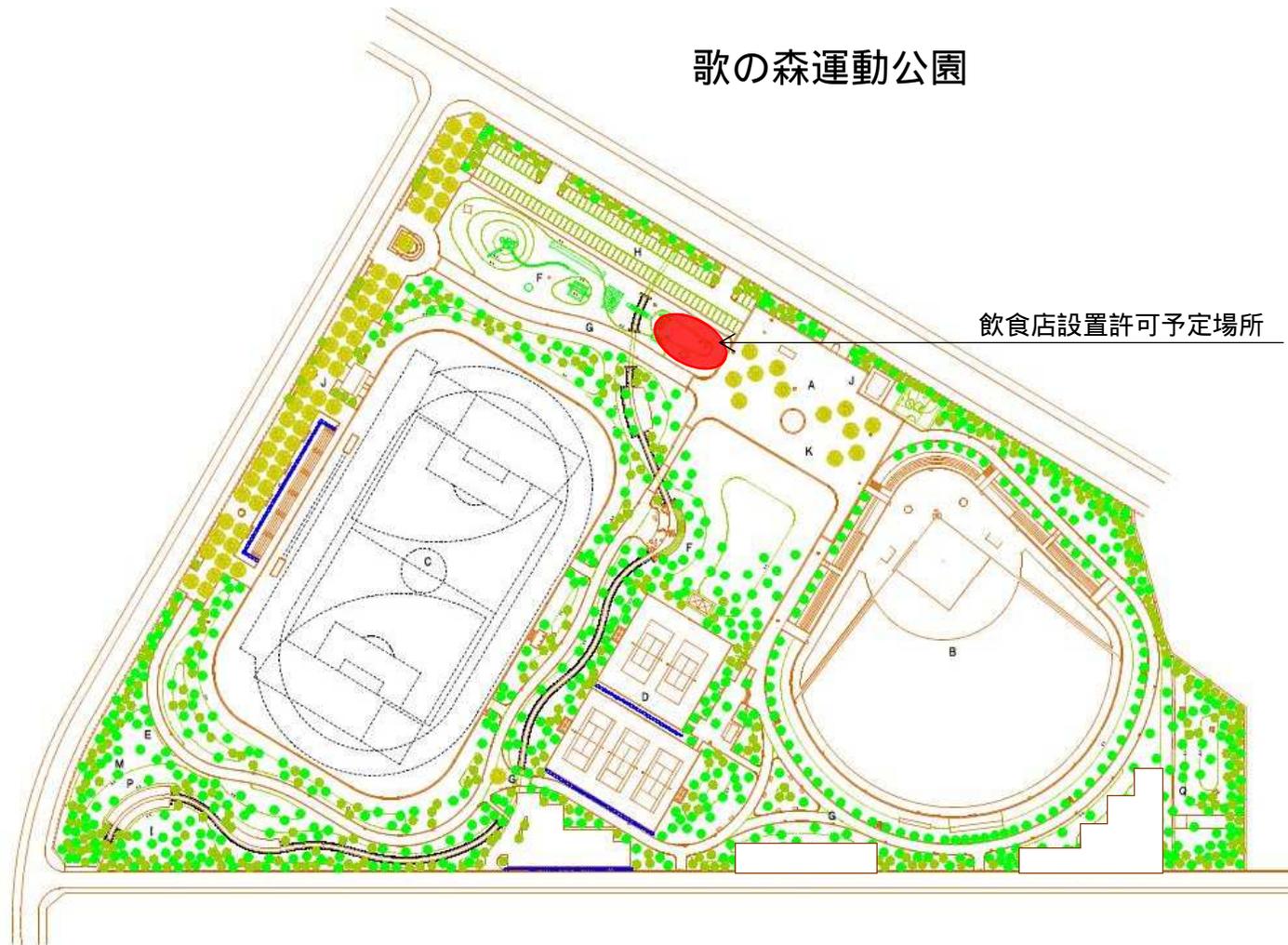
| | |
|----------------|--|
| | <p>バリアフリーに配慮した設計すること。</p> <p>飲食施設の工事中は公園利用に配慮すること。</p> <p>営業日や営業時間が公園利用者のニーズに応じた設定であること。</p> <p>多くの人を引きつける魅力的なサービスを提供すること。</p> <p>出店実績、集客実績、財務状況が良好であり、業務実施体制等から安定的、継続的な店舗であること。</p> |
| (6) 店舗出店者の選定方法 | <p>選定委員会を設置し、出店者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、上記(5)を基準として出店者を選定する。</p> |

3 スケジュール

募集、事業者の決定、事業着手、運営開始までの流れについては、下記のとおりとする。(現時点の予定であり、変更となる場合がある。)

- (1) 募集要項の配布 令和元年7月8日(月)
- (2) 公募期間 令和元年8月5日(月)～8月14日(水)
- (3) 審査結果の通知・公表 令和元年8月下旬(予定)
- (4) 設計、建築確認申請、工事着工
- (5) 飲食施設の運営開始 令和2年中の開業を想定

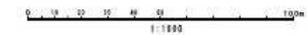
歌の森運動公園



飲食店設置許可予定場所



| 記号 | 名 | 取 | 備 | 詳 |
|----|-----------|---|-------------------------|---|
| A | 中央広場 | 種 | | |
| B | 野球場 | 種 | 本塁ター 122m、ライニング 25k | |
| C | 多目的グラウンド | 種 | 富士屋社、サッカー、フットボール、サッカー練習 | |
| D | テニスコート | 種 | 硬式コート3面、軟式コート2面、ナイター練習 | |
| E | 空手道場 | 種 | | |
| F | らびっく広場 | 種 | 次郎遊具、砂場 | |
| G | 児童遊園地 | 種 | 面積=0.4、0.2、5m | |
| H | 駐車場 | 種 | 20台 | |
| I | トイレ | 種 | | |
| J | シャワー | 種 | シャワー | |
| K | コミュニティ | 種 | | |
| L | バレーボール | 種 | | |
| M | あずまや | 種 | | |
| N | シエスタ | 種 | | |
| O | 水場 | 種 | | |
| P | 水遊び場 | 種 | | |
| Q | バドミントンコート | 種 | | |



指定給水装置工事事業者制度への更新制の導入について

1. 概要

現在の指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法の改正に伴い、給水装置を適正に施工する事業者を全国一律の基準で指定する制度として創設されたものである。

平成30年12月に水道法の一部が改正され、指定給水装置工事事業者の有効期限が、「無期限から5年間」に変わり、市に登録されているすべての事業者は政令に基づき、更新手続きが必要となる。

2. 目的

現状においては、企業管理規程により名称や所在地等の変更、事業の廃止・休止・再開の届出について規定しているが、届出しない事業者があることから実態の把握ができず、所在不明な事業者が存在することが課題となっていた。

こうした課題に対応するとともに、事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として指定の更新制を導入するもの。

3. 今後の予定（射水市水道事業給水条例等の改正）

（1）施行日

令和元年10月1日（水道法の一部を改正する法律の施行期日同日）

（2）更新に係る事務手続き手数料

徴収予定

（3）初回更新までの有効期間

射水市指定登録事業者数 283事業者（H31.3.31現在）

| 指定を受けた日 | 初回更新までの有効期間 |
|--------------------------|--------------------|
| 平成10年4月1日～ 平成11年3月31日 | 令和2年9月29日まで 1年間 |
| 平成11年4月1日～ 平成15年3月31日 | 令和3年9月29日まで 2年間 |
| 平成15年4月1日～ 平成19年3月31日 | 令和4年9月29日まで 3年間 |
| 平成19年4月1日～ 平成25年3月31日 | 令和5年9月29日まで 4年間 |
| 平成25年4月1日～ 平成26年9月30日 | 令和6年9月29日まで 5年間 |

初回更新までの有効期間は、施行日の前日から起算して5年。指定を受けた日が施行日の前日の5年前以前である場合は上記とする。